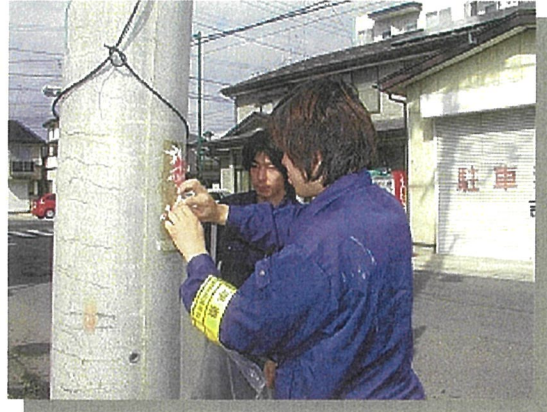


# “はい紙バスターズ” 第二次募集のお知らせ

第2次募集：平成20年10月1日(水)～10月31日(金)



### Q 「はい紙バスターズ」ってなに？

まちの美観を損ねる要因の一つとなっている電柱などへのはい紙は、県の屋外広告物条例に違反しています。この違反はい紙を「ほっておけない!」「自分たちではがそう!」という人たちを、岩手県では「はい紙バスターズ」として認定しています。

いつもはい紙で困っている地区の町内会の皆さん、何かボランティアを始めてみようと思っている方、気軽にできる「はい紙バスターズ」の認定をうけてみませんか？

### Q 「はい紙バスターズ」に認定されると？

県の事務の一部をボランティアで行っていただくことになりますので、活動中の事故に備えてボランティア保険への加入手続きを取ります(保険料は県が負担します)。また、はい紙はがしに必要な道具(剥離剤、へら、ゴム手袋等、腕章)をお貸しします。

活動日などの制限はありません。ちょっと手が空いた時間にご自由に活動いただけます。



### Q 活動している人は他にもいるのですか？

今年度は、県内で、20団体、200名程度の方が認定を受けています。

### Q 問い合わせ先は？

最寄りの振興局土木部か、下記担当まで気軽にお問い合わせください!!

なお、詳細は下記ホームページでもごらんになれます。(岩手県のポータルサイトで「はい紙」を検索!)

また、盛岡市内については、盛岡市景観政策推進事務局(019-651-4111)にお問い合わせください。

### [ホームページはこちらから]

<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?nd=2257&of=1&ik=3&pnp=17&pnp=66&pnp=784&pnp=2257&cd=10982>

問い合わせ：岩手県県土整備部都市計画課 まちづくり担当

電話：019-629-5892

FAX：019-629-9137

(※ 紫波町、西和賀町、岩泉町、田野畑村及び普代村は、町及び村に事務権限が移譲されているため、今回の募集の対象外となります。)